

## 1. 新しく宿泊施設をはじめるとき(新規申請)

## STEP 1

## 事前相談

新築や改築に着工する前に、宿泊施設の図面(間取り図)等をお持ちの上、ご相談ください。

※構造設備の基準については、別添(旅館業営業許可申請【添付書類一覧】)を参照してください

**その他、保健所以外の機関に対して相談・確認が必要な事項があります**

その場所が宿泊施設を開設できる土地か？ → 営業場所の市町村役場  
施設が建築基準法に適合しているか？ → 営業場所の役場、または  
上川総合振興局建設指導課  
施設が消防法令に適合しているか？ → 営業場所を所管する消防署

## STEP 2

## 申請書類の提出

営業開始予定日の概ね2～3週間前までに申請してください。  
その際、申請手数料(北海道収入証紙)を納付していただきます。

## STEP 3

## 施設の現地調査

保健所職員が宿泊施設の現地調査を行います。  
調査時には、寝具等が全てそろっており、営業ができる状態になっている必要があります。

## STEP 4

## 許可指令書(許可証)の交付

施設の現地調査で問題がなければ、通常3～4日(休日を含まない)程度で許可指令書(許可証)が発行されます。

宿泊施設から半径約100m圏内に学校、幼稚園、保育園、図書館等がある場合、保健所から各関係機関に対して「意見聴取」を行う必要があるため、この日程よりも遅れる場合があります。

## STEP 5

## 営業開始

許可証を受け取った日以降に営業が開始できます。


※ 外勤等により担当者が不在にしている場合がありますので、ご相談・お手続きのために来所される場合は、できるだけ事前に電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。




民泊サービス(住宅宿泊事業)の担当窓口は、保健所ではありません。  
北海道経済部観光局観光振興課民泊係(TEL:011-206-6597)へお問い合わせください。

## 2. 宿泊施設の名称、宿泊定員等の申請事項が変更になったとき

変更後、10日以内に保健所に届け出てください。

 宿泊施設の増改築を行う場合や、客室数・定員を変更する場合、その規模によっては、改めて新規許可申請が必要になる場合や、増員が認められない場合がありますので、変更前にご相談ください。

 営業場所が変わる場合は、改めて新規申請が必要となります。  
また、相続や事業譲渡により営業者が変わる場合や、合併・分割により法人格が変わる場合は、下記3.～5.の申請が必要です。

様式


旅館業営業許可申請書(旅館業営業承継承認申請書)記載事項変更届

添付書類

- ・営業者氏名(個人)の変更 →  戸籍謄本の写し等新姓・旧姓が分かるもの
- ・営業者氏名(法人)の変更 →  履歴事項全部証明書等変更の事実が分かるもの  
 代表者変更の場合は  
「旅館業法第3条に基づく申請者等情報一覧」
- ・客室数・定員の変更 →  変更後の図面、「構造設備の概要」、「寝具の種類及び数量調書」
- 許可証に記載されている事項が変更となる場合、許可証(原本)  
※変更事項の裏書きが終わり次第返却します

## 3. 法人の合併・分割により営業が承継されるとき

合併・分割が発生する2～3週間前までに保健所に申請してください。

 営業承継後に施設名称や宿泊定員等を変更されたい場合、この申請と同時に手続きすることはできませんので、新営業者が承継後に上記2.により届け出てください。

様式

〔合併・分割〕旅館業営業承継承認申請書

添付書類

- 旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 旅館業を承継する法人の「旅館業法第3条に基づく申請者等情報一覧」
- 許可証(原本) ※承継が承認された旨の裏書きが終わり次第返却します

手数料

- 北海道収入証紙 8,700円

## 4. 相続により営業が承継される時

前営業者の死亡後、60日以内に保健所に申請してください。



死亡後60日を過ぎた場合、改めて上記1. により新規許可申請が必要になります。



この申請は、営業者が亡くなった場合にのみ適用されます。前営業者が生存している状態で営業を譲り受けたい場合(生前贈与等)は、下記5. により申請してください。

### 様式

〔相続〕旅館業営業承継承認申請書

### 添付書類

- 戸籍謄本、または法務局で認証を受けた法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上いる場合、相続人全員の同意書
- 承継する方の「旅館業法第3条に基づく申請者等情報一覧」
- 許可証(原本) ※承継が承認された旨の裏書きが終わり次第返却します

### 手数料

- 北海道収入証紙 8,700円

## 5. 事業譲渡により営業が承継される時

譲渡予定日の2～3週間前までに保健所に申請してください。



営業承継後に施設名称や宿泊定員等を変更されたい場合、この申請と同時に手続きすることはできませんので、新営業者が承継後に上記2. により届け出てください。

### 様式

〔譲渡〕旅館業営業承継承認申請書

### 添付書類

- 旅館業の譲渡を証する書類  
※事業譲渡証明書、事業譲渡に関する覚書、譲渡契約書等の写し 等  
※当事者による譲渡の意思と譲渡の効力発生日が最低限確認できるものである必要があります
- 新営業者が法人の場合、法人の定款又は寄附行為の写し
- 新営業者の「旅館業法第3条に基づく申請者等情報一覧」
- 許可証(原本) ※承継が承認された旨の裏書きが終わり次第返却します

### 手数料

- 北海道収入証紙 8,700円

## 6. 許可証をなくしたとき、破れたり汚れたりしたとき

保健所に申請して許可証の再交付を受けてください。



新しい許可証交付まで数日かかるため、即日再交付はできません。

様 式

許可指令書の再交付願

添付書類

なくした場合以外の時は、許可証(原本)

## 7. 営業を停止(休止)するとき

停止後、10日以内に保健所に届け出てください。



キャンプ場など、季節的に使用する宿泊施設として営業許可を取得している場合には、この届出は不要です。

様 式

旅館業停止届

## 8. 営業を廃止(廃業)するとき

廃止後、10日以内に保健所に届け出てください。

様 式

旅館業廃止届

添付書類

許可証(原本)

＊ お問い合わせ先 ＊

富良野保健所生活衛生課 環境衛生担当

〒076-0011 富良野市末広町2番10号

☎ 0167-23-3161(代表) 📠 0167-23-3163

✉ furanoho.seikatsu1@pref.hokkaido.lg.jp

## 9. よくあるご質問

**Q1** 土日のみ、夏期のみなどに限定して宿泊サービスを提供する場合も、旅館業法上の許可は必要ですか？

日数、曜日等を限定していても、宿泊料を受けて人を宿泊させる行為がくり返して行われる場合、旅館業法上の許可が必要になります。

**Q2** 「宿泊料」ではなく、「体験料」や「寝具使用料」などの名目で料金を徴収する場合も、旅館業法上の許可は必要ですか？

「宿泊料」という名目でなくても、「休憩料」「寝具リース料」「寝具クリーニング料」「室内清掃料」「水道光熱費」等といった名目で、実質的に寝具や部屋の使用料と見なされるような対価を徴収している場合も、旅館業法上の許可が必要になります。

**Q3** 利用者が寝袋や毛布を持参して宿泊する場合も、旅館業法上の許可は必要ですか？

利用者によって寝具が持ち込まれる場合も、旅館業法上の許可が必要になります。

**Q4** インターネットで知り合った友人を自宅に泊める場合、旅館業法上の許可は必要ですか？

一般的には、友人・知人を宿泊させる場合には旅館業法上の許可は不要ですが、インターネットサイト等を通じて広く宿泊者の募集を行うなどして、くり返し宿泊させる場合には、旅館業法上の許可が必要になります。

**Q5** 開業予定施設の100m圏内に小学校があります。関係機関へ意見聴取を行った結果、営業不可となることはありますか？

この意見聴取は、宿泊施設の使用法や外観等により、その周辺の清純な環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて確認する目的で行います。関係機関からの意見によっては、改善等を求められることがあります。

**Q6** 既に許可を取得している宿泊施設に、新たに大浴場を設置したいと考えていますが、変更届を提出するだけでいいですか？

浴場の使用法や規模等により、公衆浴場法や温泉法(温泉を使用する場合)に基づくお手続きが必要になることがあります。その他、構造設備や衛生管理方法に関する注意点等もあるため、改装前にご相談ください。

**Q7** 既に「簡易宿所」営業の許可を取得していますが、「旅館・ホテル」営業に変更することはできますか？

業種を変更する場合、改めて新規許可申請を行う必要があります。そのほか、業種により満たすべき構造設備の基準が異なるため、施設の図面等をお持ちの上、保健所あてご相談ください。